

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成24年1月12日

太宰府市監査委員 松 下 功

太宰府市監査委員 佐 伯 修

記

第1 監査の概要

1 監査の対象

市民生活部 市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課

2 監査の対象となる期間

平成23年4月1日から平成23年8月31日

3 監査の範囲

- (1) 主要な事務、予算の執行、契約、財産管理等の執行状況
- (2) その他事務事業の執行状況

4 監査の期間

平成23年10月6日から平成23年12月15日

第2 監査の結果

今回の監査は、前記「監査の範囲」の事務が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかについて実施した。

関係課の説明及び書面による監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部検討及び改善を要する事項は次のとおりである。それぞれ必要な措置を講じられたい。

1 各課に関する事項

(1) 契約書の作成について

業務委託契約書において、契約保証金に関する事項についての記載がないものが見受けられた。適正な契約書を作成するよう是正されたい。
(環境課)

(2) 環境美化センター使用料

収納金の払い込みについては安全性の観点から、太宰府市会計事務規則第24条の規定による会計管理者の承認を得て、払い込み期間の短縮を検討されたい。(環境課)

2 共通事項

(1) 出勤簿等の整理について

出勤簿等の整理については一定の改善が認められるが、次のような不適切な事務処理があった。

ア 年次休暇願簿の年次休暇累計日数(時間数)の計算誤りがあった。

イ 週休日と休日に出勤した際の出勤簿に勤務時間の記載漏れがあった。

ウ 規定期間内に週休の振替を取得していないものがあった。

服務管理は所属長の職務となっていることから、所属長は総務課が8月に行った服務事務説明会の指導内容を職員に周知徹底のうえ、適正な処理をされたい。

(2) 郵便切手の管理について

市民課、税務課、納税課は切手受払簿の整備がされておらず、切手

の管理が適正に行われていなかった。切手受払簿を整備のうえ在庫管理を行われたい。

なお、切手の管理については規定等の整備を図るなど、全庁的に管理体制を整備し、適正な在庫管理を行われたい。